

資金移動業者の口座への賃金支払制度について

前回の労働政策審議会労働条件分科会（令和7年6月6日）での主な意見

論点	主な意見
<p>制度の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃金のデジタル払いに関するニーズ調査(労働者調査)において、賃金のデジタル払いが制度化されたことに良い印象を持っている回答が半数を超えており、「今後利用したい」とする回答も約2割あるなど、<u>賃金の受取方法の選択肢を広げたことは評価。</u> ○ 賃金のデジタル払いのニーズ調査によれば、<u>労使双方のニーズはあまりないという印象。</u>
<p>制度の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「規制改革推進に関する答申」に掲げられている<u>資金保全要件や指定代替口座の必置要件は、いずれも労働者の生活の糧である賃金が安全かつ確実に支払われるために必要不可欠</u>ということで、本分科会の中でも議論し、規制を課したもの。 ○（「規制改革推進に関する答申」に掲げられている項目は）分科会での2年に及ぶ真摯な議論を経て、<u>労働者保護の観点から設けられた「2階部分」の中核的要件であり、今後の検討ではそのことを十分に踏まえた議論が必要。</u> ○ 賃金のデジタル払いが実質的に開始されてから、1年も経過しない中で、<u>指定要件の見直しを議論するのは、時期尚早</u>ではないか。 ○（賃金のデジタル払いのニーズ調査によれば）制度に対する懸念も比較的高くなっていくことを踏まえると、<u>当面は施行状況を把握しつつ、賃金のデジタル払いをはじめとした金融リテラシーを高めしていくような教育などについて対応することが重要</u>ではないか。

資金移動業者の口座への賃金支払制度の利用状況について

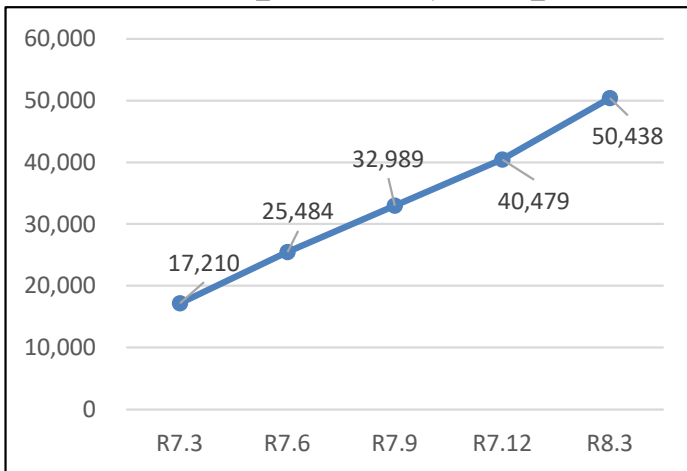
指定の状況

- 資金移動業者の口座への賃金支払についての指定状況(令和8年4月時点)は以下のとおり。このほか、指定申請を検討している複数の資金移動業者に対する事前相談にも対応中。

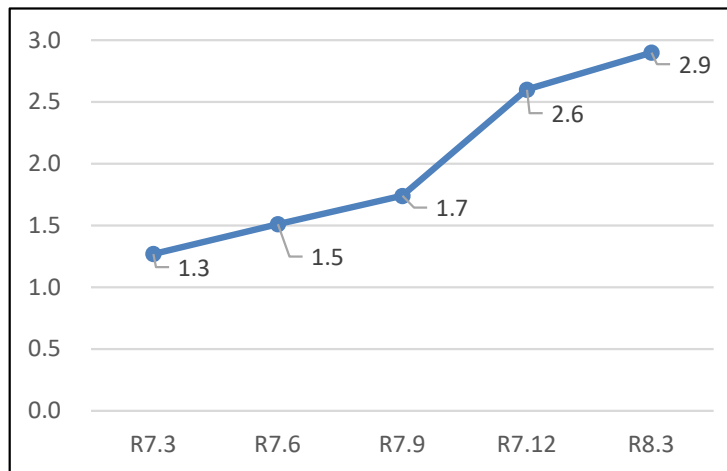
指定資金移動業者	指定日	口座の受入上限額	保証機関
PayPay株式会社	令和6年8月9日	20万円	三井住友海上火災保険株式会社
株式会社リクルートMUFGビジネス	令和6年12月13日	30万円	株式会社三菱UFJ銀行
楽天Edy株式会社	令和7年3月19日	10万円	楽天信託株式会社
auペイメント株式会社	令和7年4月4日	10万円	auじぶん銀行株式会社

制度利用状況

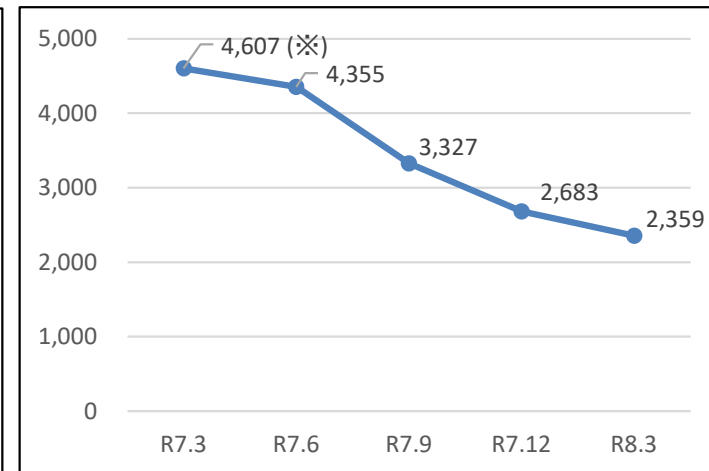
【口座件数(件)】



【取扱金額(億円)】



【一口座当たり残高(円)】



(注) 取扱金額は、各時点の1か月間で指定資金移動業者の口座から決済・送金等に利用された総取扱額。

(※) 令和7年3月末時点の一口座当たり残高について、令和7年6月6日労働政策審議会労働条件分科会資料No.1(p3)では4,168円としていたが、その後、一部の指定資金移動業者から修正報告があったため、「4,607円」に修正している。

規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）

II 実施事項 3. 投資大国 (2) スタートアップ・イノベーション促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	賃金のデジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大	<p>a 厚生労働省は、賃金のデジタル払いについて、令和6年11月末日時点で申請中の資金移動業者に対して同年度内に速やかに指定を行うことができるよう適切な助言等を行う。</p> <p>b 厚生労働省は、今後の指定審査を迅速に行う観点から、例えば、賃金デジタル払いの口座の上限超過時又は資金移動業者の破綻時に上限超過額又は保証機関による弁済額を受け入れるための口座（以下「指定代替口座」という。）の有効性を事業者が確認する頻度について、事業者のシステムやサービス内容も踏まえつつ半年から1年程度の合理的な期間ごとであれば指定要件を満たすこと等を明確化する。また、標準処理期間（2か月程度）に含まれない相談による時間も含めて合理的に事業者が手続に要する時間を予測できるよう、指定プロセス全体を明確化する。</p> <p>c 厚生労働省は、令和5年6月の規制改革実施計画で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とされていることを踏まえ、金融庁と連携し、労働者の賃金の安全性・確実性を担保しつつ賃金のデジタル払いの社会実装を実効的に促進する観点から、以下の各事項の見直しの要否を含め検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。</p> <p>①資金移動業者の破綻時の資産保全要件 金融審議会資金決済制度等に関するワーキング・グループにて議論されている、資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化が実現した場合、資金決済に関する法律上の資産保全方法において保証会社等による労働者に対する直接返還が可能となり、資金移動業者の破綻時に労働者への迅速な資金返還が担保されることを踏まえ、資産保全要件の廃止又は大幅な緩和を行うこと。その際、破綻時に6営業日以内に労働者に弁済するとの要件についても、併せて見直しを行うこと。</p> <p>②指定代替口座の必置要件 外国人を含む銀行口座を持たない労働者であっても賃金デジタル払いの対象とするため、当該労働者の利益を適切に代弁する者の意見を十分に踏まえ、指定代替口座については預貯金口座等に限定するとの要件を見直し、例えば当該外国人が本国に有する銀行口座への送金、ATMによる返還等の代替的手法を認めること。</p> <p>③その他の要件 労基法施行規則が定める資金移動業者が技術的能力・社会的信用を有しているか否かの判断において、個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証（プライバシーマーク）を求めないこと、また、賃金デジタル払いの口座からの現金での払出方法においては1円単位での払出要件を廃止し、例えば紙幣単位での払い出しを認めること。</p>	<p>a,b: 措置済み c: 令和7年上期に検討開始、結論を得次第速やかに措置</p>	<p>a,b: 厚生労働省 c: 厚生労働省 金融庁</p>

①資金移動業者の資産保全要件について

- 現行の資金決済法においては、資金移動業者に対して、利用者から受け入れた資金の全額を供託(※1)、銀行等の保証機関による保証又は信託により保全することを求めた上で、破綻時には、保全された資金は、供託手続を通じて国が各利用者に対して還付手続を実施することとしているが、利用者への資金の還付に最低約170日という期間を要する制度となっている。

(※1)金銭等を国の機関である供託所(法務局)に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産を債権者に返還すること

- また、資金決済法に基づく資産保全は、基準期間(1週間以内で資金移動業者が定める期間)における要履行保証額(※2)の最高額以上の額に相当する額の履行保証金について、当該基準期間の末日から3営業日以内に資産保全を行うこととなっており、例えば資金移動業者の取扱額が週ごとに大きく変動しているような場合には、事業者破綻時に供託額が必ずしも十分でないことが理論上想定され得る。

(※2)各営業日における未達債務の額+還付手続きに関する費用の額

- 一方、資金移動業者の口座への賃金支払制度(賃金のデジタル払い)においては、十分な額が早期に労働者に支払われるようにする観点から、資金決済法に基づく供託等の手続きに加えて、指定資金移動業者が破綻した場合、労働者が当該指定資金移動業者又は保証機関に弁済を請求してから6営業日以内に、労働者に対して負担する債務の全額を弁済をしなければならないとされている。(※3)

(※3)労働者からの請求を要せずに弁済が行われる場合には、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内に弁済する必要がある

- この要件については、労働政策審議会において、賃金が労働者の日々の生活の糧であることから労働者保護に欠けることがないよう、銀行と同程度の資金保全の仕組みとすることが必要との意見を踏まえるとともに、別途、内閣府規制改革ワーキンググループ(投資等ワーキング・グループ)において、破綻時から「4営業日から6営業日程度」で保証金の支払が可能として示された考え方も考慮しつつ、制度設計がなされたもの。

一方、資金移動業者からは、「資金決済法に基づく資産保全と賃金デジタル払いの保証が重複し(二重の保証)、負担が重い」、「賃金デジタル払いを受け入れる実際の口座残高に関わらず、常に口座の上限額を保証しなければならず、コスト負担が重い」、「6営業日以内に労働者に弁済しなければならない体制の構築は負担が重い」といった意見がある。

- こうした中、昨年6月に、資金決済に関する法律の一部を改正する法律(以下、「改正資金決済法」)が成立した。これにより、現行の資金決済法においては、資金移動業者が破綻した場合の利用者への資金返還方法について、必ず供託を経由することとされているが、新たに、銀行等の保証機関や信託会社等による直接返還が可能となった。改正資金決済法の施行は、公布から1年の範囲内で政令で定める日とされており、昨年12月から本年1月にかけて、関係法令等(資金決済に関する法律施行令、資金移動業者に関する内閣府令、事務ガイドライン)の見直し案に関するパブリックコメントが行われたところ。

資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和7年6月13日公布） 関係箇所の概要

資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

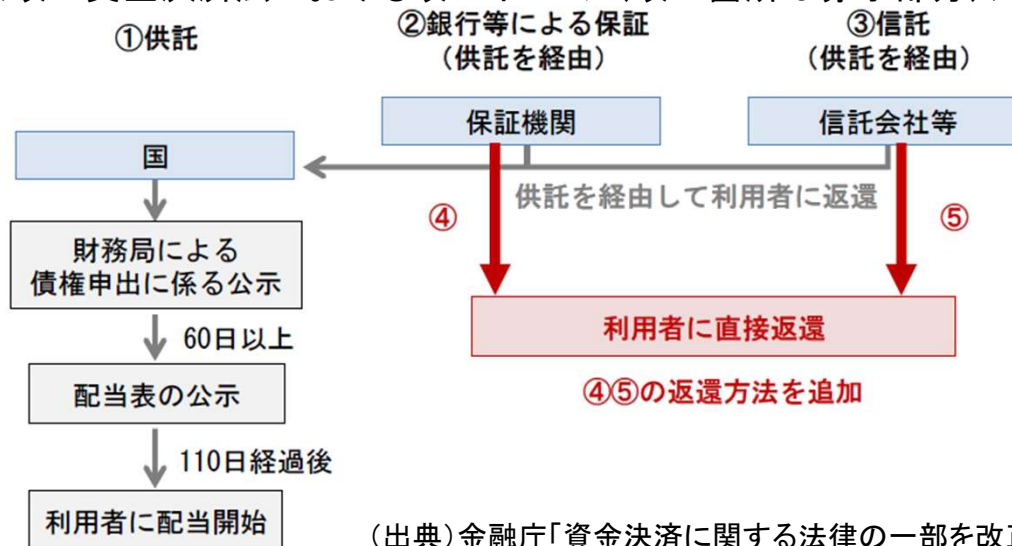
- 従来の供託、銀行等の保証機関による保証（返還は供託を経由）、信託（返還は供託を経由）に、「**銀行等の保証機関による直接返還**」及び「**信託会社等による直接返還**」を追加するもの。なお、以下の契約が締結された場合であっても、内閣総理大臣は、利用者の利益保護のために必要があると認めるときは、資金移動業者、履行保証人適格者や信託会社等に対して供託命令を下すことができる。
- **銀行等の保証機関による直接返還**には、以下の2つのうち、いずれかの契約締結が必要となる。
 - ・ **資金移動業者が、履行保証人適格者（次ページ参照）と履行保証人債務引受契約（※1）を締結すること。**
 - ・ **履行保証人適格者が、資金移動業者からの委託を受け、利用者と履行保証人保証契約（※2）を締結すること。**
- **信託会社等による直接返還**には、以下の契約が必要となる。
 - ・ **資金移動業者が、信託会社等と履行保証金弁済信託契約（※3）を締結すること。**
- 資金移動業者がこれらの契約を金融庁（財務局）に届け出たときは、当該契約に基づき引き受けることとされている債務の額について、供託をしないことができる（改正前の資金決済法において認められている保全方法（履行保証金保全契約、履行保証金信託契約）においても同様）。

（※1）履行保証人適格者が、資金移動業者の利用者が保有する残高に係る債務を引き受ける旨の契約

（※2）資金移動業者の利用者が保有する残高に係る債務を保証する旨の契約

（※3）利用者が保有する残高に係る債務の弁済に信託財産を充てることを目的として、信託会社等が信託財産の管理等をすべき旨の信託契約

<改正資金決済法における改正イメージ（改正箇所は赤字部分）>



(参考) 資金決済法の履行保証人適格者について

- 改正資金決済法においては、資金移動業者が破綻時の利用者資金の返還方法として「保証機関による直接返還」を選択する場合、直接返還に係る契約の当事者となる保証機関を「履行保証人適格者」に限定している(※)。

(※)「履行保証人適格者」に限定しているのは、従来からある、供託を経由して利用者に返還する保証と同等の措置

- 履行保証人適格者の範囲や要件については資金決済関係法令で規定されているが、銀行や保険会社など、各業法に基づき免許・認可等を要し、財務基盤の安定性等について監督当局からのモニタリングを受けている機関が該当する。

履行保証人適格者の範囲 (資金決済に関する法律施行令で規定)

- ・ 銀行等(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などの預金取扱金融機関)
- ・ 保険会社(生命保険会社、損害保険会社、外国生命保険会社、外国損害保険会社、引受社員)
- ・ 指定受託機関(※)

(※)資金移動業など利用者保護のための資産保全措置義務が課せられている事業者からの委託に基づき、資産保全業務を行う機関。業務を行うには割賦販売法に基づく指定が必要。日本割賦保証株式会社、互助会保証株式会社の2社が該当。

履行保証人適格者が満たすべき要件 (資金移動業者に関する内閣府令で規定)

- ・ 銀行等 : 銀行等の種別に応じた単体自己資本比率を上回っていること
- ・ 保険会社 : 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(※)が一定以上であること

(※)通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度「自己資本」・「準備金」などの支払余力を有するかを示す健全性の指標(ソルベンシー・マージン比率)

賃金のデジタル払いの指定要件と、資金決済法令等の改正案との比較

○ 資金移動業者の破綻時等の資産保全の仕組みについて、現行の労働基準法施行規則(労基則)及びガイドライン(資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン)における賃金のデジタル払いの指定要件と、資金決済法令等の改正案との対応関係(破綻時に直接返還が行われる場合の要件)は、以下のとおり。

項目	賃金のデジタル払いの指定要件	資金決済法令等の改正案
(1)破綻時の弁済期限	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者に対して<u>速やかに</u>弁済を行う仕組みを有すること(労基則) ・「速やかに」とは、指定資金移動業者の破産手続開始の申立日又は労働者から請求があつてから、<u>6営業日以内</u>であること(ガイドライン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対して速やかに弁済を行うこと(資金移動業者に関する内閣府令案) (注)事務ガイドライン案において具体的な弁済期限は記載されていない。
(2)弁済を担う者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者への速やかな弁済を保証する要件を満たす限り、その主体は<u>限定されない</u>が、保証機関と指定資金移動業者の資本関係や経済的な相互依存関係等も含め総合的に考慮の上、適否を判断(ガイドライン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>履行保証人適格者及び信託会社等に限定</u>(資金決済法及び同法施行令案)
(3)弁済を担う者における口座情報等の事前入手	<ul style="list-style-type: none"> ・破綻時に弁済する指定代替口座の情報や、労働者指定口座の残高全額に係る債務情報について、<u>あらかじめ定期的に指定資金移動業者から入手すること</u>(ガイドライン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の措置は規定されていない
(4)人員等の体制確保	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の口座情報の把握・更新や労働者への弁済が適切かつ迅速に行える体制が保証機関にあること(ガイドライン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の措置は規定されていない
(5)必要な保証額の対応確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保証機関が金融機関との契約等により、<u>一時的な資金需要に対応する手段を有していること</u> ・必要となり得る保証額(原則として100万円(口座受入上限額)に最大口座数を乗じた額を想定)が調達可能額の範囲内であること(ガイドライン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の措置は規定されていない

※賃金のデジタル払い制度では、上記の要件について厚生労働省が審査を行った上で事業者を指定。資金決済法に基づく直接返還契約は、当該契約を金融庁(財務局)に届け出たときは、当該契約に基づき引き受けることとされている債務の額について、供託をしないことができる仕組みとされている。(供託の免除にあたっては、届出の受理の際に、金融庁(財務局)において、直接返還に係る契約の内容が法令に定める要件を充足していること等の形式的確認を行う。)

検討に当たっての論点

- 現行、資金移動業者が賃金のデジタル払いを行うために保証機関と締結する保証契約については、
 - ・資金移動業者の破綻時等に、賃金のデジタル払い口座残高について6営業日以内に確実に返還することや、
 - ・資金移動業者の取扱額が週ごとに大きく変動しているような場合等に関わらず、労働者に対して負担する債務の全額を返還するための体制確保を求めており、これらは労働者保護の観点でみた場合に、改正資金決済法に基づく直接返還契約で求める基準を上回っているなど、賃金のデジタル払い制度と改正資金決済法に基づく直接返還制度の資産保全に関する仕組みには違いがあるところ。

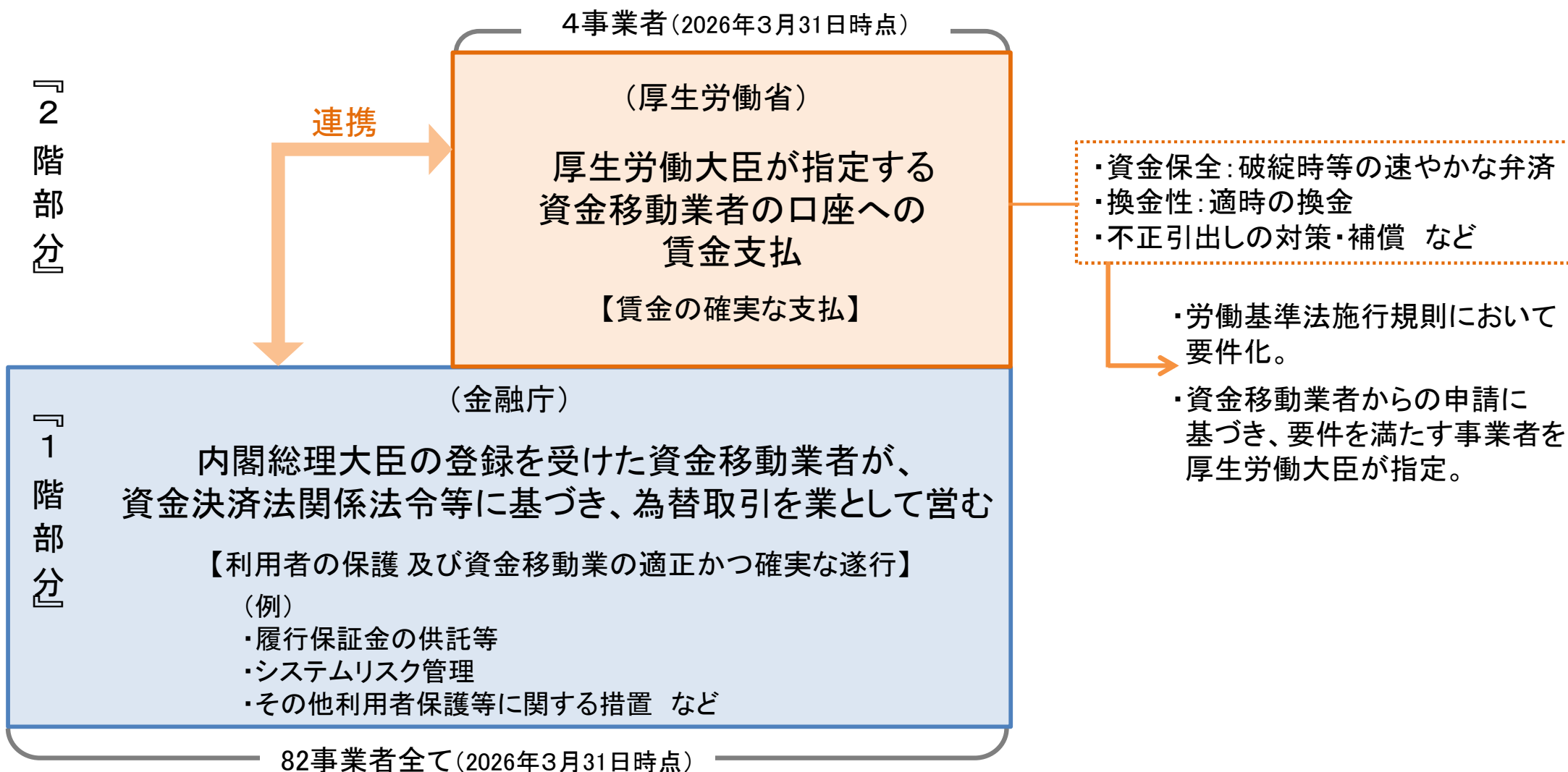
- こうした違いや、改正資金決済法により、資金移動業者破綻時の利用者への直接返還の制度が創設されたことを踏まえ、賃金のデジタル払い制度における資金移動業者の資産保全要件について、見直しを行う必要があるか。

参考資料①

資金移動業者の口座への賃金支払いに
関する規制等

賃金支払が認められる資金移動業者の概念図

- 資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている(『1階部分』)。
- 資金移動業者の口座への賃金支払については、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「賃金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定(『2階部分』)。



資金移動業者の口座への賃金支払の制度の概要

(1) 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について(2)の方法によることができるものとする。

※銀行口座への振込、一定の要件を満たす証券総合口座への払込は、引き続き可能。

※資金移動業者の口座への賃金支払について、使用者が労働者に強制しないことが前提。

(2) 次の①～⑦の全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動

(指定の要件)

① 口座残高上限額を100万円以下に設定又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。

※口座残高100万円超の場合に資金を滞留させない体制整備が資金決済法に基づき資金移動業者に求められていることや、②の資金保全スキームにおいて速やかに労働者に保証できる額は最大100万円と想定していることを踏まえ、破綻時にも口座残高が全額保証されることを担保するための要件。

② 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務の全額を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。

③ 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

④ 最後に口座残高が変動した日から少なくとも10年は口座残高が有効であること。

⑤ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。

⑥ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

⑦ ①～⑥のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(3) 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、①～⑦の要件を満たすことを示す申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)が①～⑦の要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができる。

指定要件に関する参照条文

◎労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)

第七条の二 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。ただし、第三号に掲げる方法による場合には、当該労働者が第一号又は第二号に掲げる方法による賃金の支払を選択することができるようにするとともに、当該労働者に対し、第三号イからへまでに掲げる要件に関する事項について説明した上で、当該労働者の同意を得なければならない。

一～二 (略)

三 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号。以下「資金決済法」という。)第三十六条の二第二項に規定する第二種資金移動業(以下単に「第二種資金移動業」という。)を営む資金決済法第二条第三項に規定する資金移動業者であつて、次に掲げる要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた者(以下「指定資金移動業者」という。)のうち当該労働者が指定するものの第二種資金移動業に係る口座への資金移動

イ 賃金の支払に係る資金移動を行う口座(以下単に「口座」という。)について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が百万円を超えることがないようにするための措置又は当該額が百万円を超えた場合に当該額を速やかに百万円以下とするための措置を講じていること。

ロ 破産手続開始の申立てを行つたときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となつたときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。

ハ 口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となつたことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

ニ 口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあつた日から少なくとも十年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること。

ホ 口座への資金移動が一円単位でできるための措置を講じていること。

ヘ 口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること。

ト 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン (令和5年3月8日 厚生労働省労働基準局賃金課) (抜粋)

1 口座残高を100万円以下にするための措置(規則第7条の2第1項第3号イ)

(1) 措置の内容

①労働者指定口座の資金に係る受入上限額を100万円以下の額に設定していること、又は、②当該資金が100万円を超えた場合の超過分等の送金先となる労働者の預貯金口座又は証券総合口座(以下併せて「預貯金口座等」という。)を労働者があらかじめ指定しておき、当該資金が100万円を超えた場合に、指定資金移動業者が当日中に労働者指定口座から労働者が指定する預貯金口座等(以下「指定代替口座」という。)への送金を行うことで当該資金を100万円以下とするように措置を講じていることが必要である。

(2) 指定代替口座に関する留意点

指定代替口座は、預貯金口座等に限ることとし、他の資金移動業者口座を送金先として指定することは認められない。また、預貯金口座等は労働者本人名義のものに限る。指定代替口座として、例えば、銀行口座を指定する場合には、銀行法(昭和2年法律第21号)の規定に基づく銀行の口座である必要があり、同法の規定に基づく免許を受けていない外国の銀行の口座を指定することは認められない。

2 破綻時等の資金保全の仕組み(規則第7条の2第1項第3号ロ)

(1) 措置の内容

ウ 弁済の期限

(略)「速やかに」とは、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われた上で、労働者が当該指定資金移動業者(中略)又は保証機関に弁済を請求してから6営業日以内(労働者からの請求を要せずに弁済が行われる場合には、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内)であることをいう。そのため、保証機関においては、指定資金移動業者の破綻時等に保証機関が弁済を行う指定代替口座の情報(名義人、口座番号)や労働者指定口座の口座残高全額に係る債務の情報等について(中略)平時から必要な情報を整理しておき、破綻時等には6営業日以内に確実に弁済できる体制を確保しておくことが必要である。

(2) 保証機関の範囲等

保証機関としては、銀行、保険会社、保証会社等が想定されるが、労働者への速やかな弁済を保証するという要件を満たす限り、その主体は限定されない。ただし(中略)保証機関の財務状況等のほか、保証機関と資金移動業者の資本関係や経済的な相互依存関係等も含め、総合的に考慮の上、個別に審査し適否が判断されるものであることに留意されたい。(中略)保証機関は、指定資金移動業者の破綻時等には口座残高全額を労働者に弁済するため、(中略)①保証機関が金融機関との契約等により、一時的な資金需要に対応する手段を有していること、②必要となり得る保証額(原則として100万円に指定資金移動業者口座として設定した最大口座数を乗じた額を想定)が調達可能額(金融機関からの融資及び保証機関における手元資金等)の範囲内であること等が必要である。また、指定資金移動業者口座の全てを保証対象とすべきことから、指定申請の際には、原則として上記の最大口座数(賃金支払が認められる口座数の上限)を条件として設定することとなる。また、保証機関は、労働者の口座情報の把握・更新や労働者への弁済を速やかに行うための人員等の確保等、労働者への弁済が適切かつ迅速に行える体制があることが必要である。

資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン (令和5年3月8日 厚生労働省労働基準局賃金課) (抜粋)

3 不正取引時の補償(規則第7条の2第1項第3号ハ)

労働者指定口座の資金が不正に出金等された際に損失を補償する仕組みを有していることが必要である。

4 口座残高を一定期間利用しない場合の債務(規則第7条の2第1項第3号ニ)

労働者指定口座の資金に係る債務について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は債務を履行することができるための措置を講じていることが必要である。

5 口座への資金移動(規則第7条の2第1項第3号ホ)

賃金の支払を含む労働者指定口座への資金移動を1円単位で行うことができる措置を講じる必要がある。

6 口座からの資金移動(規則第7条の2第1項第3号ヘ)

(1) 払出(現金化)方法

ATM等(中略)の利用や預貯金口座等への出金等の通貨による受取が可能となる手段を通じて、労働者指定口座の資金を1円単位で払出できるようにしていることが必要である。

(2) 払出手数料

少なくとも毎月1回(中略)は、労働者に手数料負担が生じることなく労働者指定口座から払出することができる必要がある。

7 報告体制(規則第7条の2第1項第3号ト)

指定資金移動業者は(中略)定期的に及び厚生労働省(中略)から報告を求められた都度、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。また、(中略)保証機関においても同様に、必要な事項を厚生労働省に報告できる体制を整備していることが必要である。

8 技術的能力・社会的信用(規則第7条の2第1項第3号チ)

厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者が賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有するか否かについては、次に掲げる事項が総合的に考慮され、判断される。

①資金決済法令に基づき業務を適正かつ確実に行うことができる体制を有していること。

②賃金が確実に支払われるための措置として、例えば、賃金支払が開始される際に、資金移動業者が、労働者指定口座が存在することを確認する措置、当該口座が賃金支払を行う要件を満たしていることを確認する措置等を講じていること。

③個人情報の取扱いに係る第三者機関による認証として「プライバシーマーク」又は「ISMS 認証」を取得していること。

④その他技術的能力・社会的信用に疑いを生じさせる事実がないこと。

参考資料②
資金移動業の規制等(1階部分)

資金移動業について①

- 資金移動業者とは、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき、内閣総理大臣(財務局長に委任)の登録を受けて、銀行その他の金融機関以外の者で、為替取引を業として営む者。(2026年3月末時点:82事業者)
- 資金移動業は、第1種(送金上限なし)、第2種(送金上限額100万円/件)、第3種(送金上限額5万円/件)の種別に分けられており、各種別に応じた規制が課されている。

登録の要件

- ①株式会社又は外国資金移動業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)であること。
- ②外国資金移動業者にあつては、国内に代表者(国内に住所を有するものに限る。)がいること。
- ③資金移動業を適切かつ確実に遂行するための必要な**財産的基礎**があること。
※ 資本金や純資産額にかかる一律の基準は課せられていない。事業内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを個別に審査。
- ④資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制整備が行われていること。
- ⑤法令を遵守するために必要な体制整備が行われていること。
- ⑥他の資金移動業者が現に用いている商号と同一又は誤認されるおそれのある商号でないこと。
- ⑦過去5年以内に法令に規定する行政処分または法違反による罰金刑等の履歴がないこと。
- ⑧他に行う事業が公益に反していないこと。
- ⑨役員に法令に定める不適格者がいないこと。

事業者への主な規制

- (1) 履行保証金の供託等(第2種の場合)
 - 資金移動業者は、法令の定めに従って、基準期間における「要履行保証額」の最高額以上の額に相当する額の履行保証金の資産保全を行う必要。
※ 基準期間 = 1週間以内で資金移動業者が定める期間
※ 要履行保証額 = 「各営業日における未達債務の額」+「還付手続きに関する費用の額」(1,000万円以下の場合1,000万円)
 - 資産保全の方法は、供託、金融機関等との保全契約、信託会社との信託契約のいずれかの方法による。
 - 履行保証金は、当該期間の末日から3営業日以内に資産保全が必要。

事業者への主な規制

(2) 情報の安全管理

- 個人利用者情報について、漏えい、滅失、毀損の防止や目的外利用をしないための措置等を講じる必要。

(3) 委託先に対する指導

- 業務を委託した場合は、委託先への指導、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置等を講じる必要。

(4) 利用者の保護等に関する措置

- 利用者に対し、あらかじめ、書面交付等により、銀行等が行う為替取引との誤認防止のための説明を行う必要。
- 以下の区分に応じ、利用者との為替取引にかかる契約内容について情報提供する必要。
 - ① 為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結しない場合
→ 標準履行期間、手数料等、苦情・相談に対応場所 等
 - ② 為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合
→ ①の事項に加え、為替取引の額の上限、契約期間、中途解約時の取扱 等

(5) 犯罪収益移転防止法における取引時確認

- 資金移動業者は、犯罪収益移転防止法で規定する「特定事業者」として、特定取引(①10万円を超える送金、②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結)を行うに際し、取引時確認や記録の作成・保存等を行う必要。

金融庁・財務局による監督等

- 帳簿書類の作成・保存(資金移動の取引記録、各営業日、基準日における未達債務、要履行保証額の額等)
- 財務局への報告書の提出<資金移動業に関する報告書(年1回)、未達債務の額等に関する報告書(年4回)>
- 報告徴収、立入検査
- 業務改善命令
- 業務停止命令、登録の取消し

資金移動業の利用状況等

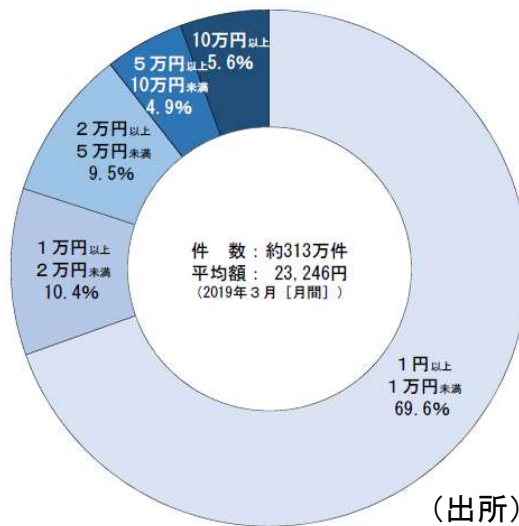
年間取扱額及び年間送金件数の推移

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
年間送金件数	963百万件	1,548百万件	2,341百万件	3,522百万件	4,669百万円
年間取扱額	39,955億円	54,678億円	75,756億円	106,145億円	141,874億円

(出所)金融庁調べ

送金額及び利用者資金残高の分布

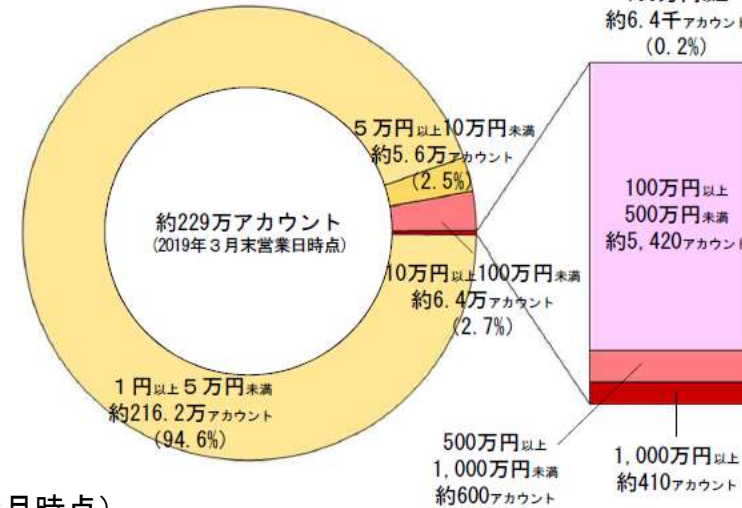
<送金額の分布>



(出所)金融庁調べ(2019年3月時点)

(注)金融庁からの係数提供依頼に応じた46事業者分のデータ

<利用者資金残高の分布>



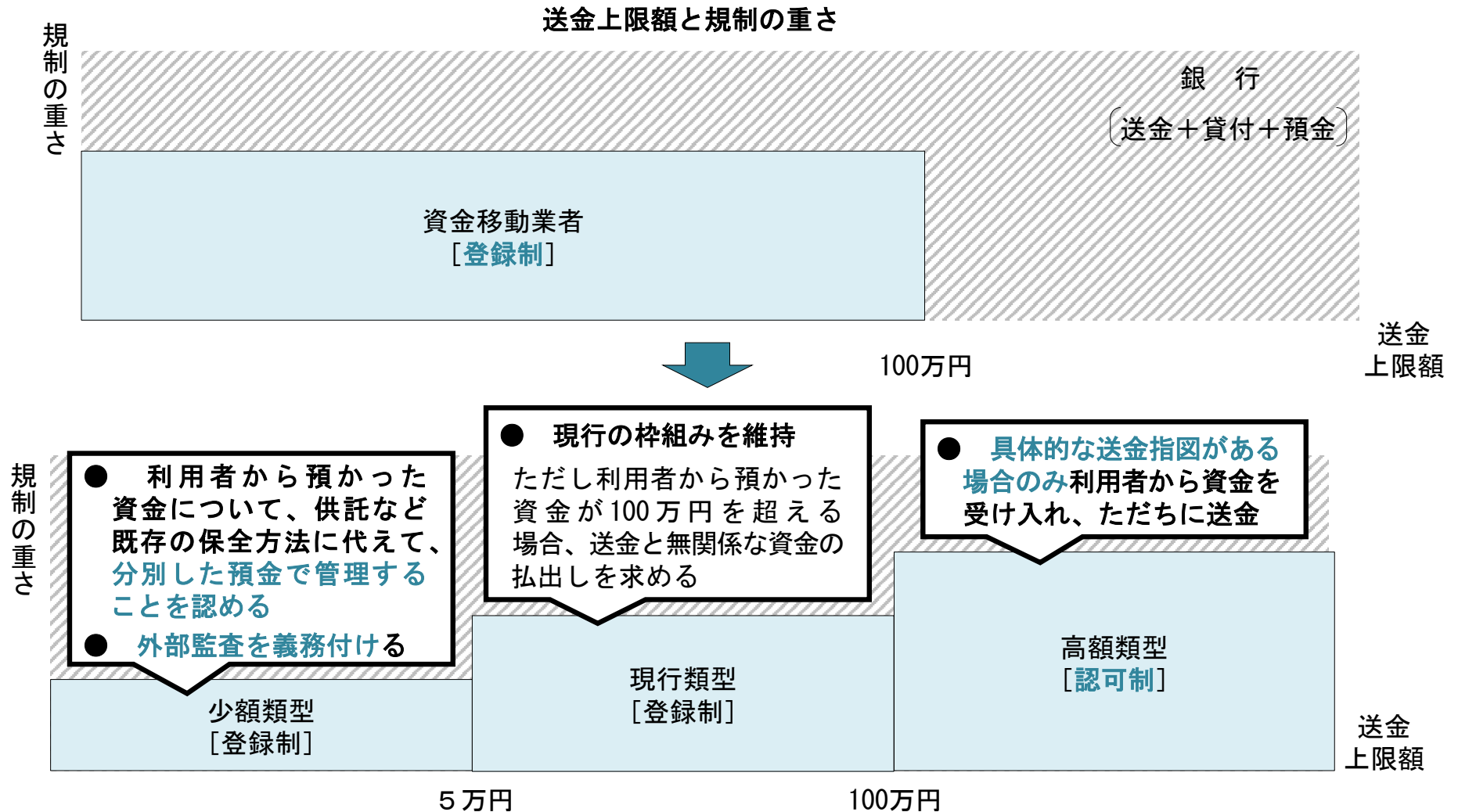
金融庁・財務局によるモニタリングの状況

- 資金決済法に基づき、財務局が検査を実施。2024事務年度は、5事業者に実施。
- 制度開始以降、資金移動業者に対する行政処分は、業務改善命令が4件、業務停止命令が2件、登録取消しが1件。これまで破たん事例なし。(2025年9月末時点)

(出所)「金融庁の1年(2024事務年度版)」、「行政処分事例集」

資金移動業：規制の柔構造化

- 資金移動業に類型を設け、送金額・リスクに応じた過不足のない規制を適用する。
- 具体的には、①高額送金を取扱可能な新しい類型（認可制）を創設するとともに、②少額送金を取り扱う類型について利用者資金の保全に係る規制を合理化する。



資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和7年6月13日公布）の概要

金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するため、暗号資産・電子決済手段（ステーブルコイン）関連の規制と資金移動業関連の規制を見直す。

暗号資産・電子決済手段関連

暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令の導入

- 暗号資産の現物のみを取り扱う暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者が破綻した場合等に国内利用者への資産の返還を担保するため、暗号資産のデリバティブ等を取り扱う金融商品取引業者に対する規定と同様に、資産の国内保有命令を発出できるようにする。

信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化

- 現在、全額を要求払預貯金のみで管理することを求めている特定信託受益権の裏付け資産について、国際的な動向を踏まえ、発行額の50%を上限に、元本を毀損しない形で、国債及び定期預金による運用を認める。

暗号資産等取引に係る仲介業の創設

- 暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者と暗号資産等の売買・交換を行いたい利用者を引き合わせる行為（媒介）のみを行う仲介業（登録制）を創設する。
 - ・ 利用者への説明義務や広告規制について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。
 - ・ 利用者の資産を預からないため、財務規制は設けない。

※マネー・ローンダリング規制は暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。

資金移動業関連

国境を跨ぐ収納代行への規制の適用

- 自身が関与しない取引の決済のために国際送金を行う収納代行業者について、利用者保護やマネー・ローンダリング等のリスクへの対応の観点から、資金移動業の規制を適用する。

（参考）2024年12月、金融安定理事会（FSB）が「クロスボーダー送金サービスを提供する銀行・ノンバンクの規制・監督に係る勧告」を公表。同勧告では、国際送金のリスクに対して統合的な規制・監督を求めている。

破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化

- 資金移動業者の破綻時等の利用者資金の早期返還のため、銀行等の保証機関や信託会社等による資産保全について、既存の供託を経由する返還手続に加え、新たに利用者へ直接返還する方法を認める。

破綻した場合の資産保全に関する銀行、資金移動業者の比較

		銀行	資金移動業者(供託経由の返還の場合)
破綻した場合の資産保全	根拠	預金保険法	資金決済法
	払戻し・還付額	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行が破綻した場合、<u>預金保険制度により、一般預金等(利息のつく普通預金や定期預金等)については、1金融機関ごとに預金者1人あたり、元本1,000万円までと破綻日までの利息が保護される。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金移動業者は、法令の定めに従って、<u>基準期間(※1)における「要履行保証額(※2)」の最高額以上の額に相当する額の履行保証金の資産保全を、供託、金融機関等との保全契約、信託会社との信託契約のいずれかの方法で行う必要がある。</u> <small>※1 基準期間=1週間以内で資金移動業者が定める期間 ※2 要履行保証額 = 「各営業日における未達債務の額」+「還付手続きに関する費用の額」(1,000万円以下の場合1,000万円)</small> ● 履行保証金は、当該基準期間の末日から3営業日以内に資産保全が必要である。 ● 資金移動業者が破綻した場合、利用者は、財務局の還付手続きにより、供託等によって保全されている資産から金額の多寡にかかわらず弁済を受けることができるが、<u>例えば資金移動業者の取扱額が週ごとに大きく変動しているような場合には、事業者破綻時に供託額が必ずしも十分でない可能性がある。</u>
	払戻し・還付までの期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 準備が整い次第、<u>速やかに(※3)払い戻しが可能となるように対応。</u> <small>※3 預金保険制度で保護される預金等の払戻しに要する時間については、破綻金融機関の預金者データの整備状況によって異なるが、金融庁・預金保険機構のパンフレットのQ&Aでは、「例えば金曜日に破綻した場合、翌週月曜日から払い戻せるように努める」とされている。</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 十分な額が供託されている場合であっても、債権申出のための公示や配当表の確定等の手続のため、<u>供託金の還付に半年程度が必要。</u>

(参考) 資金決済法における要履行保証額の保全について

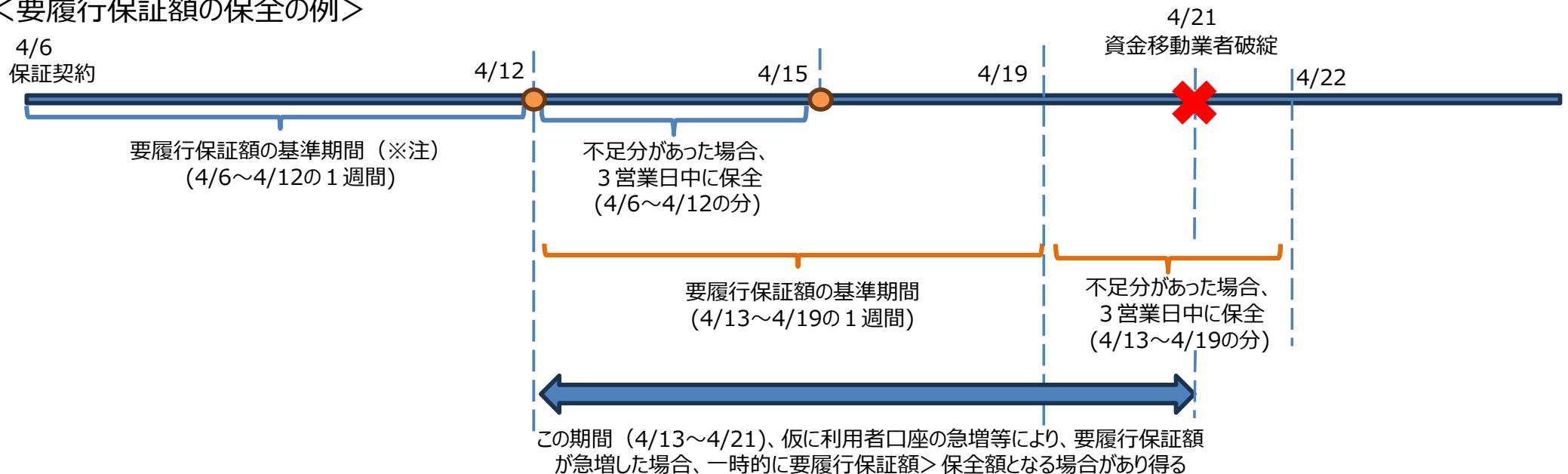
○ 資金決済法では、基準期間(1週間以内)ごとに「要履行保証額(※)」の最高額以上の額に相当する額の履行保証金を、当該基準期間の末日から3営業日以内に保全することとされている。(改正資金決済法でも同様)

(※)「各営業日における未達債務の額」+「還付手続きに関する費用の額」

○ 履行保証人適格者等による保全の方法として、例えば、実務上、事前に見込まれる全体の要履行保証額よりも一定程度高い保証額(信託額)を設定して契約(信託)しておき、その後、保全額が要履行保証額よりも不足する見込みが生じた場合に、追加の契約締結(追加信託)を行うといった対応が考えられる。この場合は、個々の利用者ごとに口座残高相当分を全額保証する契約でないことから、仮に、(1)利用者の口座数が急増する等により要履行保証額が短期間で急増し、かつ、(2)履行保証金の保全が実施される前(3営業日以内)に資金移動業者が破綻する、といった事態が生じた場合、一時的に保全額が要履行保証額を下回ることが理論上想定され得る(下図参照)。

○ 賃金のデジタル払い制度においては、仮に資金移動業者が破綻した場合に労働者の口座残高を確実に弁済できるよう、保証機関が一時的な資金需要に対応する手段を有しており、必要となり得る保証額が調達可能額の範囲内であること等、破綻のタイミングに関わらず口座残高全額を保証する仕組みとなっているかを確認している。

<要履行保証額の保全の例>



(※注) 基準期間：要履行保証額の算定の基礎となる期間で、1週間以内で資金移動業者が定めることとされている。上図は基準期間が1週間の場合の例。

参考資料③
賃金のデジタル払いに関するニーズ調査

令和7年度 賃金のデジタル払いに関するニーズ調査

調査の目的

労働者や使用者(企業)が賃金のデジタル払いを導入するにあたっての課題や、潜在的な制度利用意向を含めた賃金のデジタル払いに対するニーズを把握する。

調査の方法等

調査実施機関 : MMDLabo株式会社(厚生労働省の委託事業による調査)

調査手法 : 労働者調査 Webモニター調査、 企業調査 郵送調査(オンライン回答)

調査期間 : 令和8年1月12日～令和8年2月16日

調査対象 : ① 労働者調査

・年代 : 24歳以下、25～34歳、35～44歳、45～54歳、55歳以上

・勤務地 : 47都道府県

・雇用形態 : 正規雇用、パート・アルバイト、契約社員、嘱託社員、派遣労働者、
その他の雇用形態

(※)上記の年代、性別、雇用形態について、可能な限り日本全体の分布に合わせた層化割付回収を行った上で、集計結果が母集団の構成比と同様となるよう、ウェイトバック集計を実施した。

② 企業調査

・従業員規模 : 50名未満、50～99名、100～299名、300～999名、1,000名以上

(※)企業の抽出に当たっては、令和3年度経済センサス活動調査の「産業」、「(従業員)規模」の分布にあわせて、データベースから層化無作為抽出した企業に調査票を配布し、回答を得た。

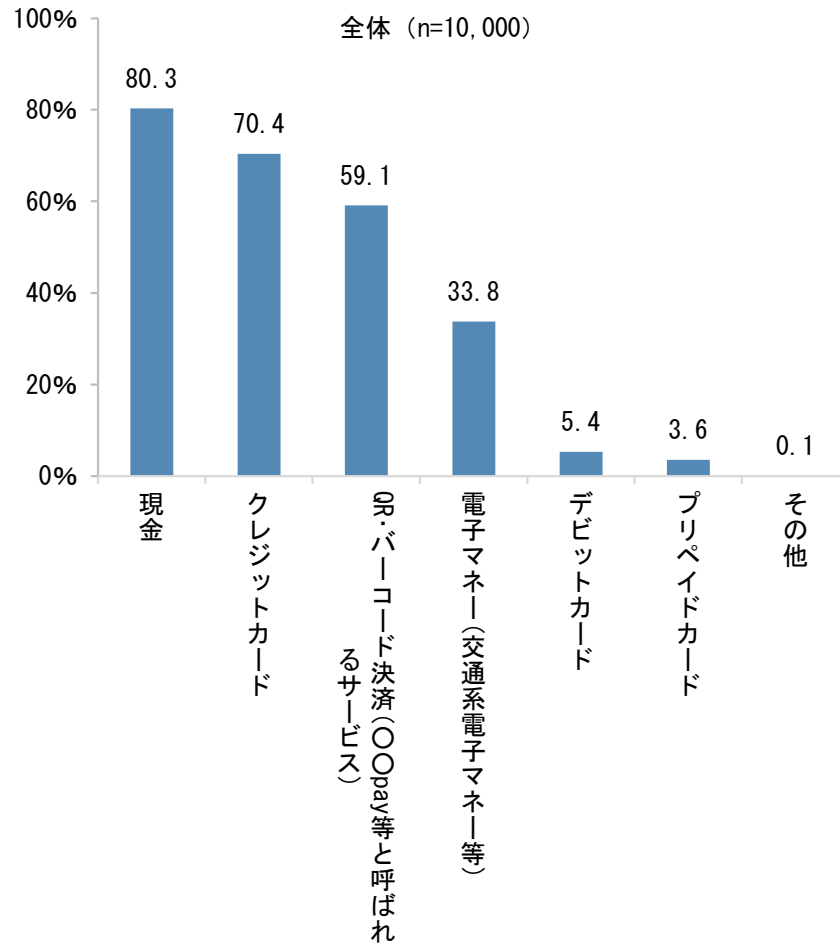
回答数 : ① 労働者調査 10,000人

② 企業調査 2,002社

労働者調査の主な結果①

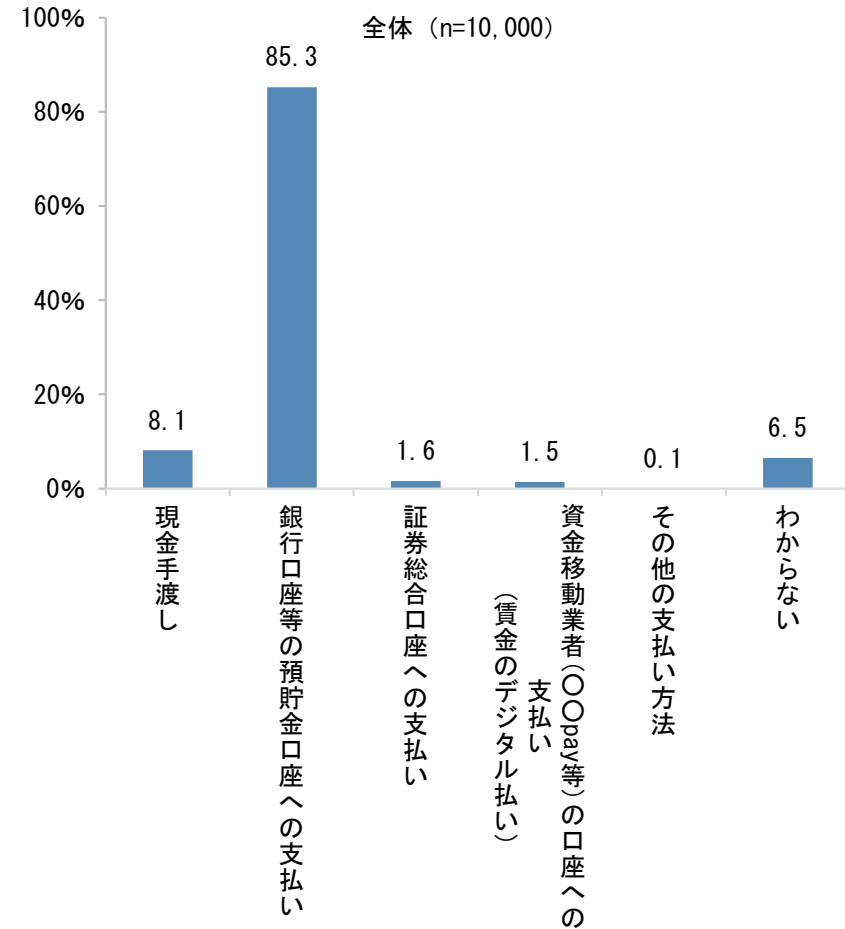
普段使用している支払い方法

Q :あなたが普段の生活の中で使用している支払方法を教えてください。(複数回答を含む)



給与等の受取方法

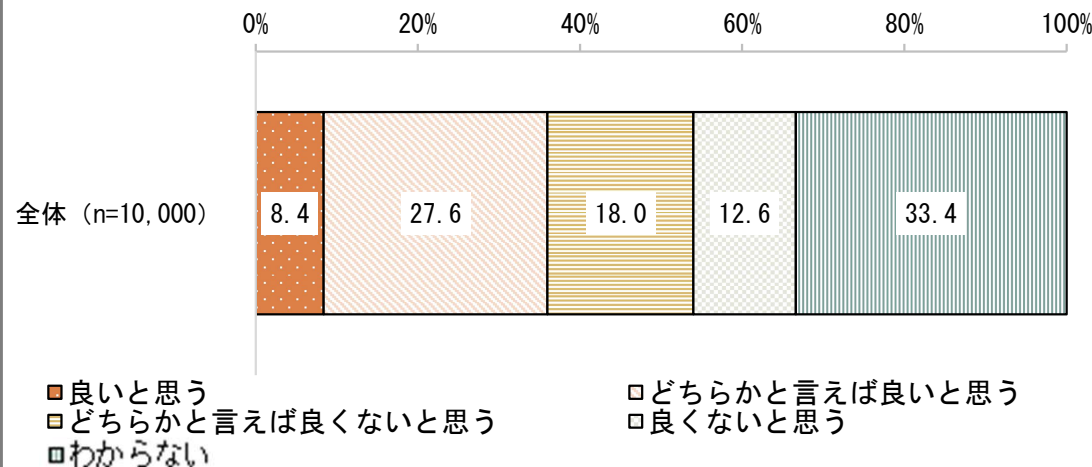
Q :勤務先におけるあなたの給与等の受け取り方法を教えてください。(複数回答を含む)



労働者調査の主な結果②

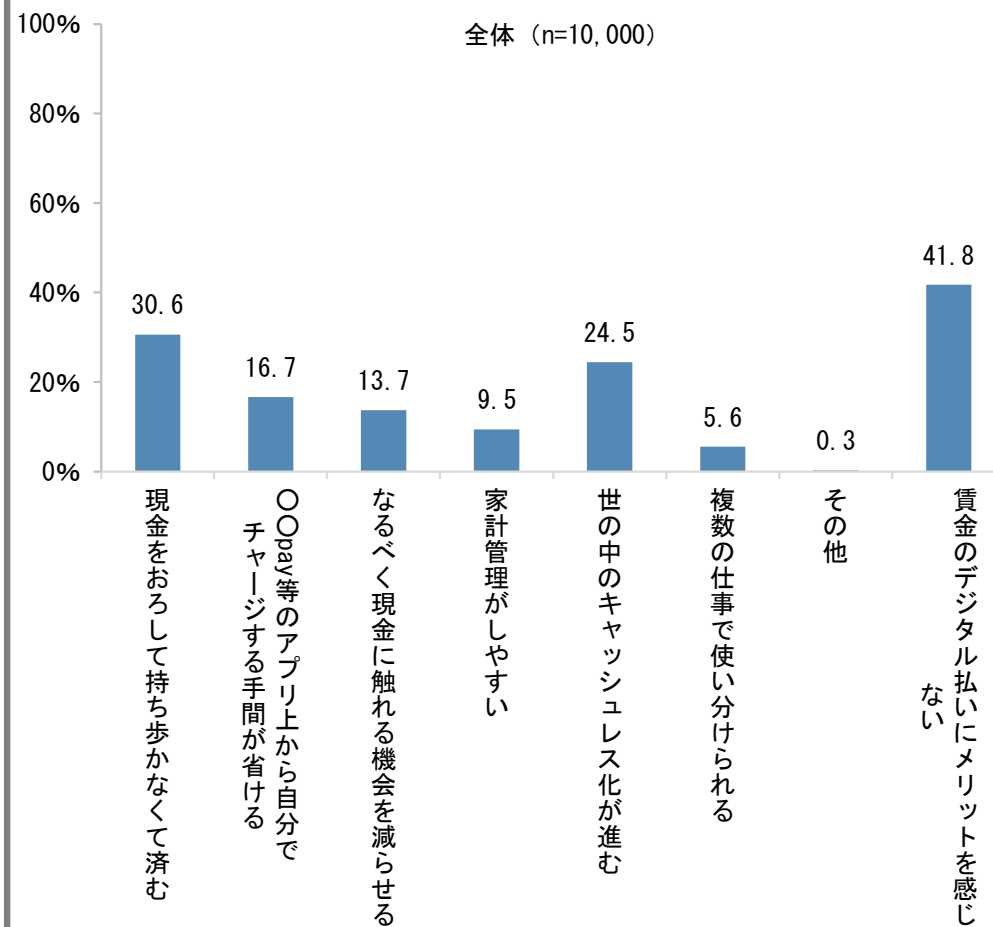
賃金のデジタル払いへの印象

Q : 賃金のデジタル払いが法制度化され、賃金の受け取り方に新しい選択肢が追加されたことについて、あなたはどのように感じますか。



賃金のデジタル払いのメリット

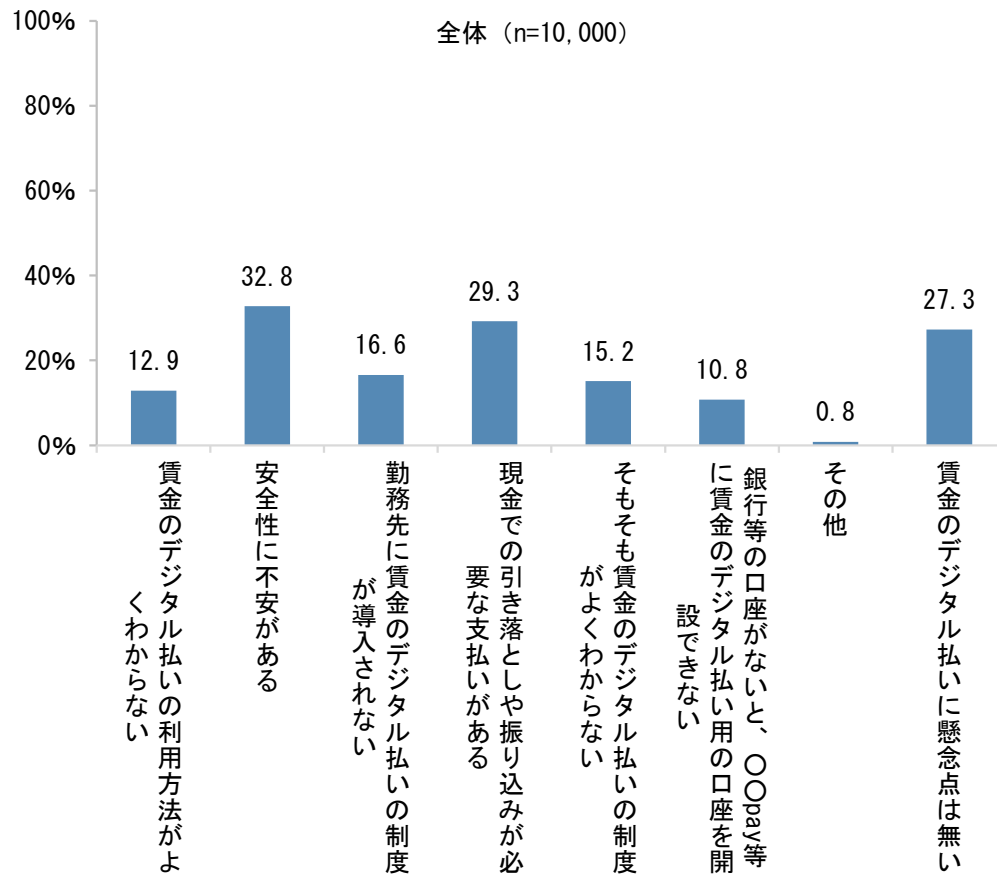
Q : あなたが賃金のデジタル払いに関して、メリットと感じることを教えてください。(複数回答を含む)



労働者調査の主な結果③

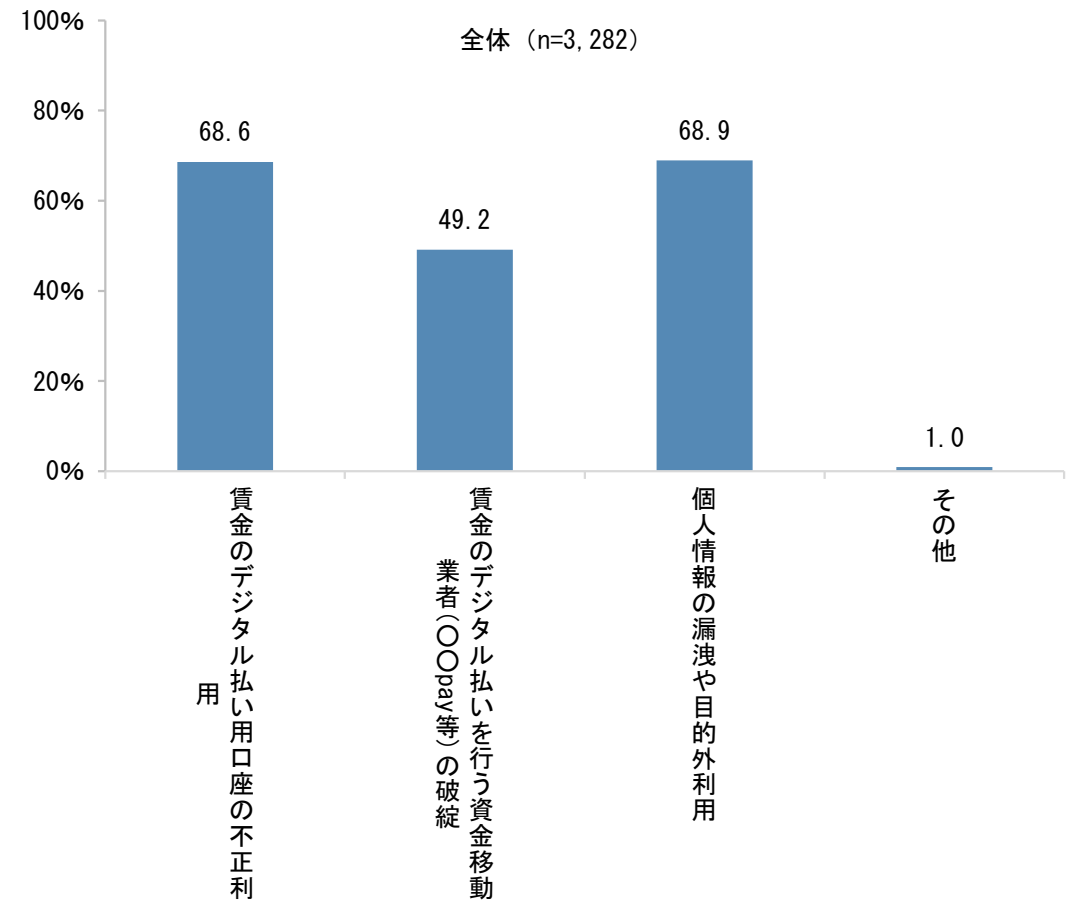
賃金のデジタル払いの懸念点

Q : あなたが賃金のデジタル払いに関して、懸念点として感じることを教えてください。
(複数回答を含む)



賃金のデジタル払いの安全性で不安な点

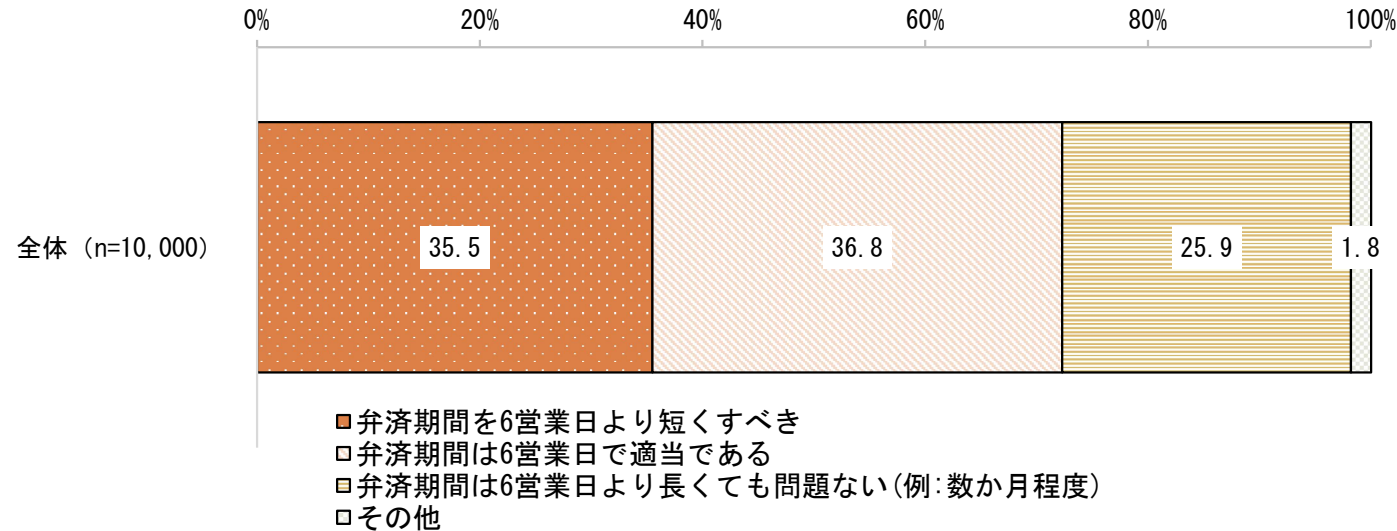
Q : 安全性に関し、具体的にどのような点について、不安を感じますか。(複数回答を含む)
(※) 賃金のデジタル払いの懸念点として、「安全性に不安がある」と回答した方への質問



労働者調査の主な結果④

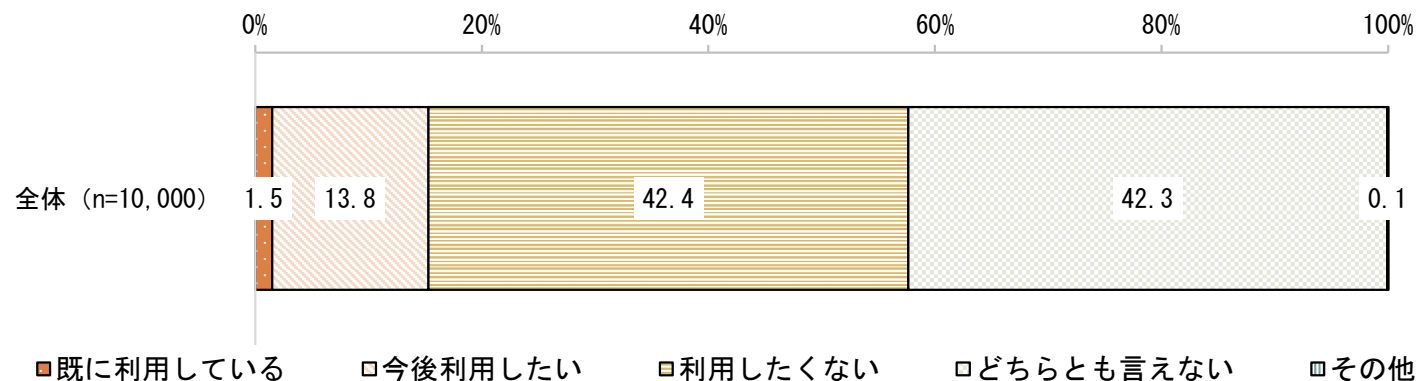
資金移動業者破綻時の弁済期間についての考え

Q : 賃金のデジタル払いを行う資金移動業者は、破綻時に、原則として6営業日以内に口座残高全額について弁済できる体制を整備することとされています。この弁済期間について、あなたのお考えを教えてください。



賃金のデジタル払いの利用意向

Q : 賃金のデジタル払いによる〇〇pay等の口座での賃金の受け取りの利用意向について教えてください。

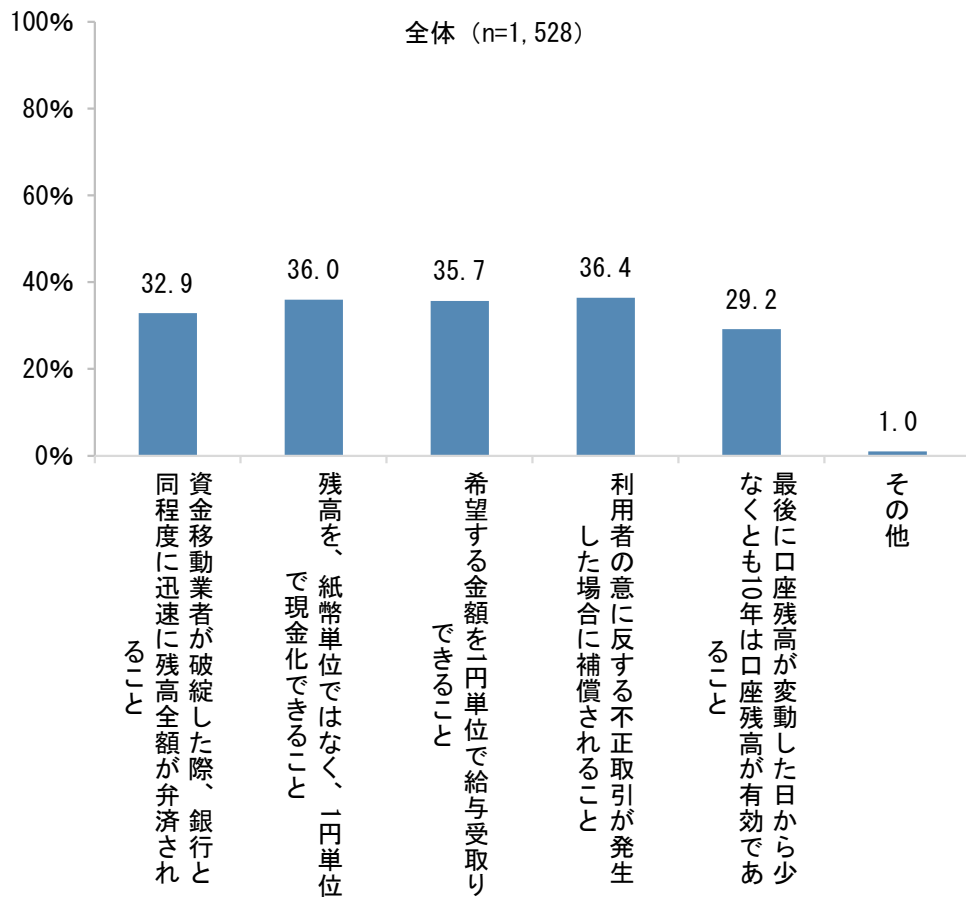


労働者調査の主な結果⑤

賃金のデジタル払いの利用に当たり重視する点

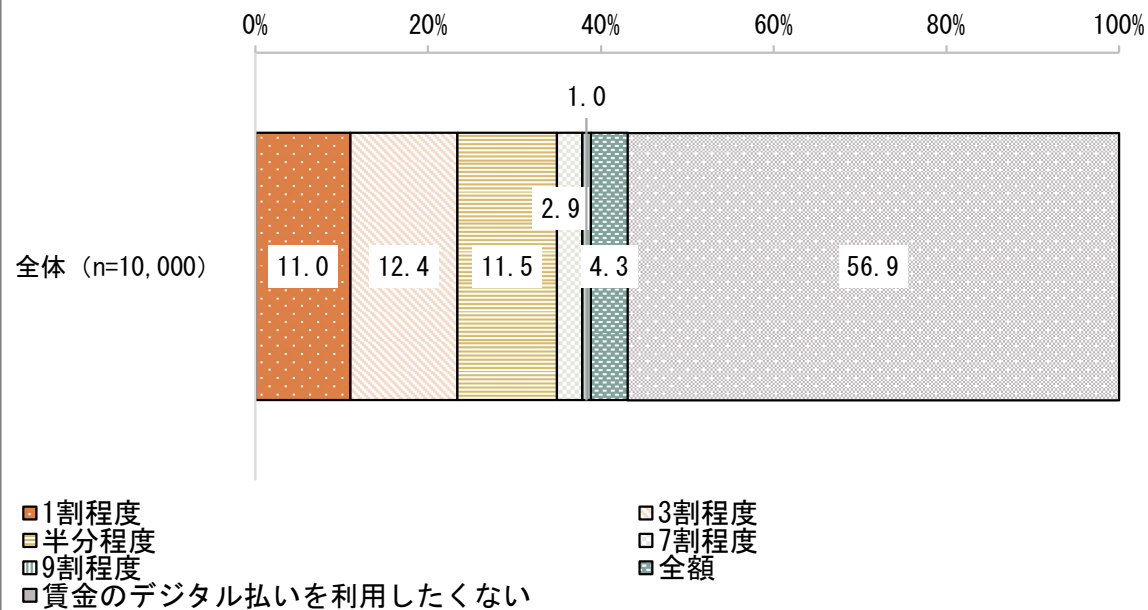
Q : あなたが賃金のデジタル払いを利用するに当たって重視する(した)点を教えてください。(複数回答を含む)

(※)賃金のデジタル払いの利用意向として、「既に利用している」「今後利用したい」と回答した方への質問



賃金のデジタル払いで受け取りたい金額の割合

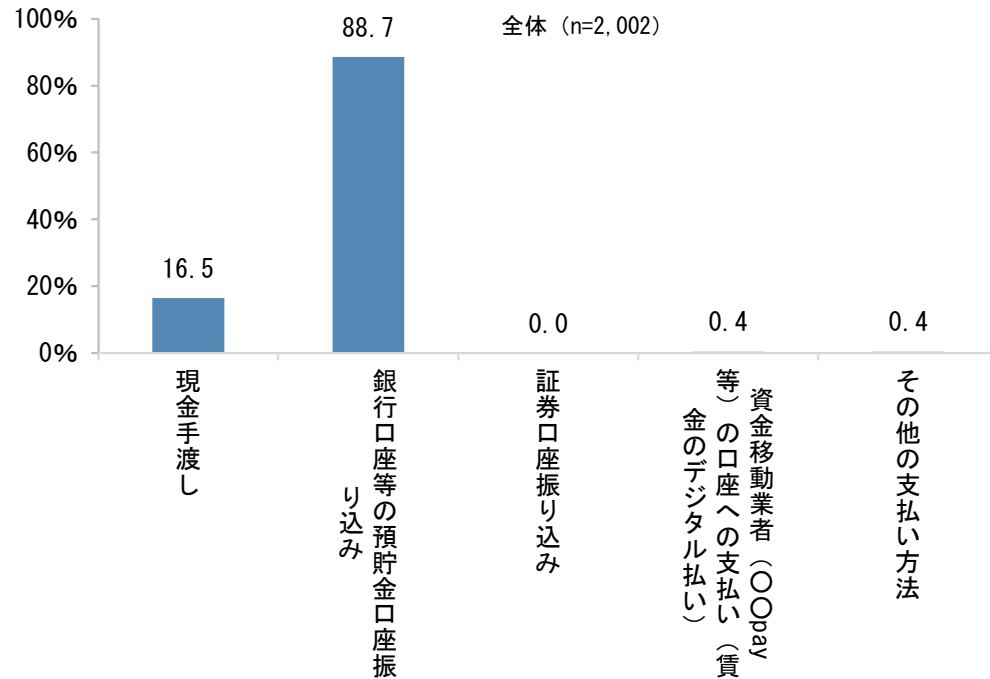
Q : 賃金のデジタル払いを利用する場合、あなたが月に受け取りたい金額はご自身の給与のうちどの程度の割合ですか。



企業調査の主な結果①

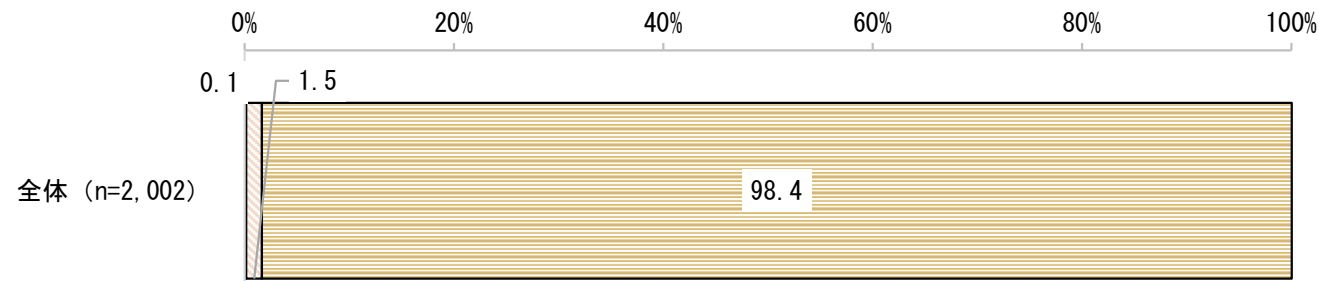
給与等の支払い方法

Q : 貴社における労働者への給与等の支払い方法を教えてください。(複数回答を含む)



従業員からの賃金のデジタル払い導入の要望

Q : 貴社の従業員から、賃金のデジタル払いを導入してほしいという要望はありますか。

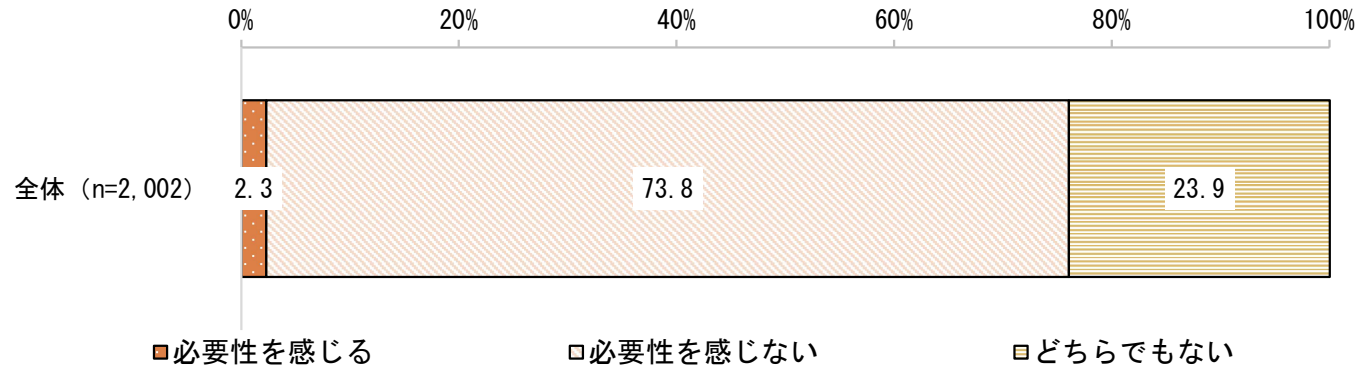


- 従業員の見解として (組合の見解として) 要望、検討依頼等があった
- 従業員の一部から個人の意見として要望、検討依頼等があった
- 特に要望や検討依頼等は受けていない

企業調査の主な結果②

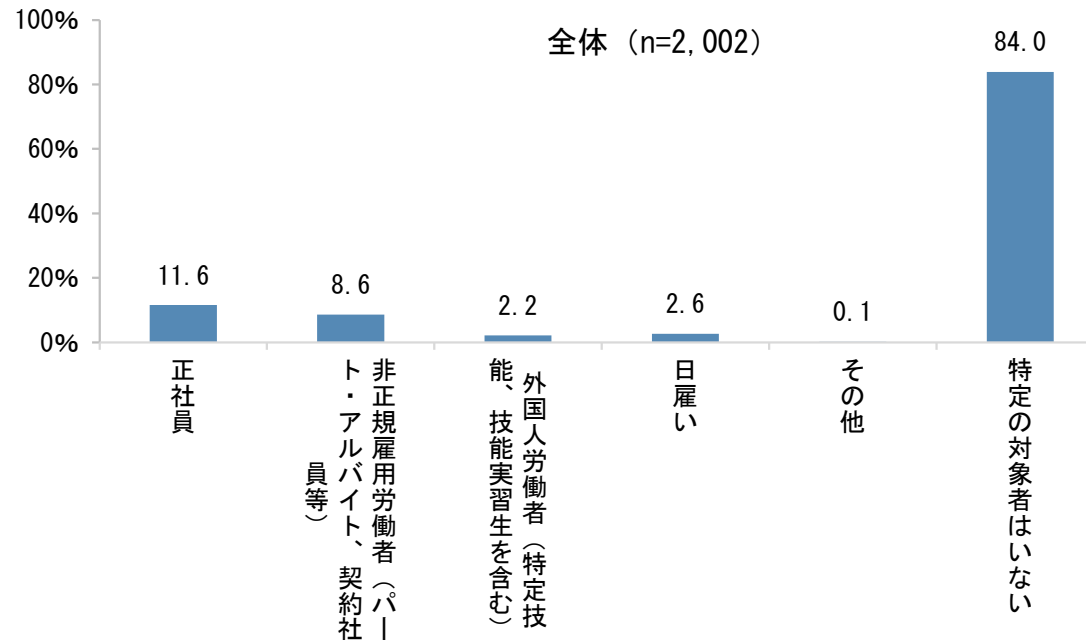
賃金のデジタル払いの必要性

Q : 貴社において、賃金のデジタル払いは必要性を感じますか。



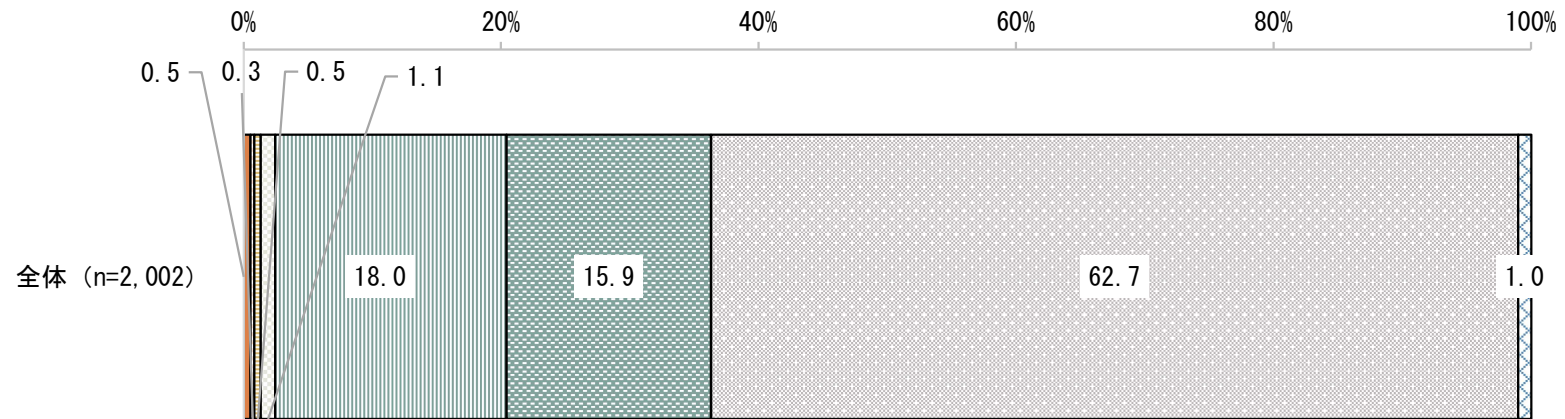
賃金のデジタル払いを活用したい雇用形態・対象者

Q : 貴社において、賃金のデジタル払いを特に活用したいと考える雇用形態や対象者がいれば教えてください。(複数回答を含む)



賃金のデジタル払いの導入・検討状況

Q : 賃金の支払い手段の1つとして、貴社における賃金のデジタル払いの導入・検討状況を教えてください。



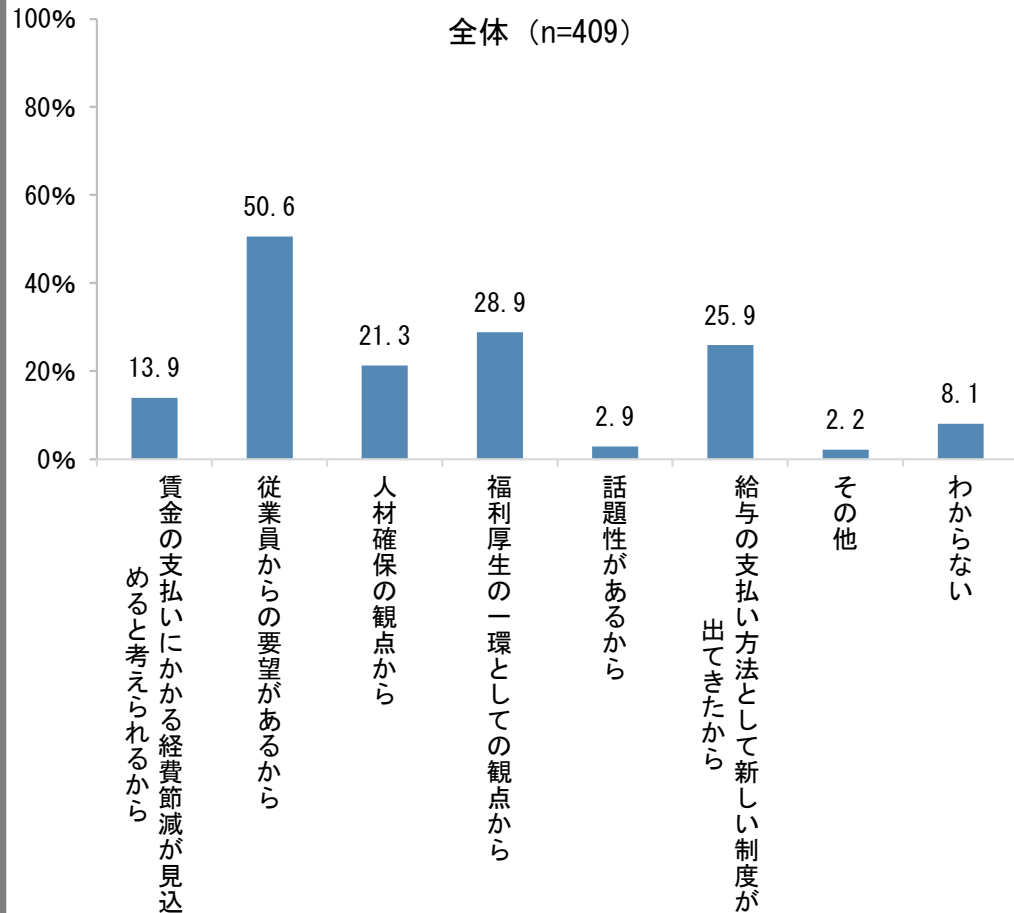
- 導入している
- 今後導入する予定である
- ▣ 今後導入の検討をする予定である
- 導入したいと考えているが、導入に向けてはいくつか障壁があると考えている
- ▣ 従業員からの要望があれば、導入を検討したいと考えている
- ▣ 導入しない予定である
- 導入の検討をしていない
- ▣ その他

企業調査の主な結果④

賃金のデジタル払いの導入(導入検討)理由

Q : 貴社で賃金のデジタル払いを導入している(又は導入を検討している)理由を教えてください。(複数回答を含む)

(※)賃金の支払い手段の1つとして、賃金のデジタル払いを導入している、または導入したいと回答した企業への質問



賃金のデジタル払いの導入を検討していない理由

Q : 貴社で賃金のデジタル払いの導入を検討していない、導入予定はない理由を教えてください。(複数回答を含む)

(※)賃金の支払い手段の1つとして、賃金のデジタル払いの導入の検討をしていない、または導入予定はないと回答した企業への質問

